

鹿 児 島 県 公 報

平成26年10月31日（金）第3056号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (介護福祉課取扱い) 1
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定 (介護福祉課取扱い) 1
- 争議行為の予告 (雇用労政課取扱い) 2
- 漁船保険付保義務発生 (水産振興課取扱い) 2
- 公有水面の埋立ての免許の出願 (漁港漁場課取扱い) 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課取扱い) 4
- 道路の供用の開始 (道路維持課取扱い) 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (大隅地域振興局取扱い) 4

公 告

- 落札者等の公告（2件） (監理課取扱い) 4
- (管財課取扱い) 5

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 不在者投票を行うことができる病院等の指定の一部改正（※） (選挙管理委員会取扱い) 5

告 示

鹿児島県告示第1033号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成26年10月31日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
デイサービスひだまりハウス	日置市日吉町吉利3040番地	さつま日置農業協同組合	日置市伊集院町下谷口1810番地	宇都 清照	平成26年10月1日	通所介護

鹿児島県告示第1034号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

平成26年10月31日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
デイサービスひだまりハウス	日置市日吉町吉利3040番地	さつま日置農業協同組合	日置市伊集院町下谷口1810番地	宇都 清照	平成26年10月1日	介護予防通所介護

鹿児島県告示第1035号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、平成26年10月21日付けをもって、鹿児島県医療労働組合連合会執行委員長長馬場文治から、次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成26年10月31日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 事件

- (1) 年末一時金及び手当改善の獲得
- (2) 大幅増員、夜勤制限、労働時間短縮など、労働条件の抜本的改善

2 争議行為の日時

平成26年11月6日（木）午前8時以降、問題の完全解決の日まで

3 争議行為の場所

鹿児島医療生活協同組合の経営する事業所（鹿児島市、霧島市及び南九州市）及び奄美医療生活協同組合の経営する事業所（奄美市、瀬戸内町、徳之島町及び天城町）

4 争議行為の概要

上記の場所において、全体的又は部分的に、あるいは断続的に、あらゆる形の争議行為を行う。

鹿児島県告示第1036号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、垂水加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成26年10月31日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第1037号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立ての免許の出願があった。

なお、公有水面埋立法第2条第2項各号に掲げる事項を記載した書面及び関係図書は、平成26年10月31日から同年11月20日までの間、鹿児島県商工労働水産部漁港漁場課及び大隅地域振興局建設部河川港湾課において縦覧に供する。

平成26年10月31日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 出願人の名称及び住所並びに代表者の氏名

鹿児島県
鹿児島市鴨池新町10番1号
鹿児島県知事 伊藤祐一郎

2 埋立区域

(1) 位置

肝属郡南大隅町佐多伊座敷字伊座敷3875番19の地先公有水面

(2) 区域

次の①の地点から⑤の地点までを順次に結ぶ線、⑤の地点と⑥の地点を結ぶ平成25年の秋分の日満潮位（D.L.+3.50メートル）における公有水面と陸地との境界線、⑥の地点から⑩の地点までを順次に結ぶ昭和49年8月12日付け指令漁港第124号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線（D.L.+3.50メートルにより決定）、⑩の地点と⑫の地点を結ぶ平成25年の秋分の日満潮位（D.L.+3.50メートル）における公有水面と陸地との境界線、⑫の地点から⑳の地点までを順次に結ぶ昭和49年8月12日付け指令漁港第124号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線（D.L.+3.50メートルにより決定）及び①の地点と⑳の地点を結ぶ昭和49年8月12日付け指令漁港第124号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線（D.L.+3.50メートルにより決定）により囲まれた区域

①の地点 伊座敷漁港内の西防波堤天端に設置された伊座敷漁港四等三角点（北緯31度05分49.8382秒，東経130度41分29.3547秒）（以下「基点」という。）から201度19分12秒114.31メートルの地点

②の地点 ①の地点から86度30分33秒18.68メートルの地点

③の地点 ②の地点から356度30分33秒0.90メートルの地点

④の地点 ③の地点から86度30分33秒3.69メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から176度30分33秒46.00メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から279度02分11秒11.51メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から6度17分04秒21.93メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から350度59分28秒0.75メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から328度23分38秒0.50メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から306度43分12秒0.49メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から298度09分22秒0.49メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から272度53分31秒2.86メートルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から255度36分07秒0.55メートルの地点

⑭の地点 ⑬の地点から232度30分25秒0.67メートルの地点

⑮の地点 ⑭の地点から212度44分13秒0.33メートルの地点

⑯の地点 ⑮の地点から199度51分25秒2.09メートルの地点

⑰の地点 ⑯の地点から200度36分45秒6.45メートルの地点

⑱の地点 ⑰の地点から272度53分31秒1.08メートルの地点

⑲の地点 ⑱の地点から185度35分45秒1.96メートルの地点

⑳の地点 ⑲の地点から222度53分14秒1.16メートルの地点

㉑の地点 ⑳の地点から186度43分31秒4.94メートルの地点

㉒の地点 ㉑の地点から279度30分12秒6.02メートルの地点

㉓の地点 ㉒の地点から5度25分48秒4.30メートルの地点

㉔の地点 ㉓の地点から353度27分54秒1.18メートルの地点

㉕の地点 ㉔の地点から5度11分28秒2.22メートルの地点

㉖の地点 ㉕の地点から276度06分51秒0.89メートルの地点

㉗の地点 ㉖の地点から353度27分54秒3.33メートルの地点

㉘の地点 ㉗の地点から353度26分51秒1.76メートルの地点

㉙の地点 ㉘の地点から6度33分51秒19.64メートルの地点

㉚の地点 ㉙の地点から3度55分38秒0.95メートルの地点

(3) 面積

831.6平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

肝属郡南大隅町佐多伊座敷3875番1の地内，3875番19の地内並びに3958番+3958番2+4035番+4036番+4041番+道の地先国有海浜地及び同地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びアの地点とエの地点を結んだ線により囲まれた区域

アの地点 基点から200度04分57秒222.89メートルの地点

イの地点 アの地点から7度30分00秒104.92メートルの地点

ウの地点 イの地点から86度30分33秒55.46メートルの地点

エの地点 ウの地点から176度30分33秒83.84メートルの地点

(3) 面積

6,019.6平方メートル

4 埋立地の用途

漁港施設用地

5 出願年月日

平成26年9月22日

鹿児島県告示第1038号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成26年10月31日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成26年10月31日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	鹿児島蒲生線	鹿児島市上竜尾町179番7地先から同市坂元町2071番8地先まで	前	6.2～21.8	293.0
		鹿児島市上竜尾町179番7地先から同市坂元町2071番8地先まで	後	6.2～21.8	293.0
		鹿児島市上竜尾町179番7地先から同市坂元町2071番5地先まで	後	16.2～52.2	277.8

鹿児島県告示第1039号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成26年10月31日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成26年10月31日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	鹿児島蒲生線	鹿児島市上竜尾町179番7地先から同市坂元町2071番5地先まで	平成26年10月31日

大隅地域振興局告示第11号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成26年10月31日

大隅地域振興局長 三角浩一

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
訪問介護ステーションあじさい	鹿屋市田崎町1316番地	株式会社笑仁翅	鹿屋市田崎町1316番地	井上 謙三	平成26年10月10日	居宅介護・重度訪問介護

公 告

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成26年10月31日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
広幅複写機の賃貸借 18台
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県土木部監理課経理係
鹿児島市鴨池新町10番1号
- 3 落札者を決定した日
平成26年9月3日
- 4 落札者の氏名及び住所
リコーリース株式会社
東京都江東区東雲一丁目7番12号
- 5 落札金額
27,844,874円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成26年7月22日

.....

落札者等の公告
特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。
平成26年10月31日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
気象観測装置 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号
- 3 落札者を決定した日
平成26年9月29日
- 4 落札者の氏名及び住所
光進電気工業株式会社福岡支店
福岡市博多区東光二丁目6-10
- 5 落札金額
9,450,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成26年8月19日

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第29号

平成24年2月28日鹿児島県選挙管理委員会告示第1号（不在者投票を行うことができる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成26年10月31日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

1の表214の項を削り、同表に次のように加える。

314	米盛病院	鹿児島市与次郎一丁目7番1号
-----	------	----------------